

3. 福祉サービスへのつなぎ先

3-1. 実施計画

担当人数・体制確保の見通し	人
---------------	---

- 体制は無理のない計画か。

※要援助者の入居見込み（最低限、専用住宅戸数分）に応じた体制の確保が見込まれているか。

- つなぎ先が計画における「入居を受け入れることとする要配慮者の範囲」に応じた主たる課題別に、1件以上設定されているか。

- 主たる課題別に、つなぎ先に公的機関が含まれているか。

3-2. つなぎ先リスト

主たる課題	自治体	自治体の相談機関	民間事業者、NPO法人等	同意書等の日付
生活に困窮する場合	大阪市福祉局生活福祉部自立支援課	各区自立相談支援機関	大阪市〇〇区社会福祉協議会	
高齢により福祉サービス等の支援を必要とする場合	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課	各地域包括支援センター	社会福祉法人〇〇〇	2025.10.1
障がいにより福祉サービス等の支援を必要とする場合	大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課	各区基幹相談支援センター		

3-3. つなぎ先の同意書等（別添）

※担当者のサイン、打合せの議事録等も可

- つなぎ先が民間事業者等の場合は同意書等が添付されているか。

3-4. 見守りから福祉サービスへつなぐまでの対応フロー

